

(Ref S5)



### (ChatGPTへの質問)

英国にはそもそも贈与税は無く、誰が誰にいくら贈与しても贈与の時点では贈与税は掛からないと認識しています。しかし贈与者が贈与後 7 年未満に死亡した場合は、その贈与は相続資産と見做され、他の相続資産と合算して相続の非課税枠を超えた場合は、受贈者が贈与後の経過年数に応じて軽減税率で相続税を支払わなければならぬと認識しています。その上で質問ですが、その際一人当たり年間£3,000 や、結婚・クリスマス・誕生日等の祝金、生活費の援助金・寄付金に対する Annual Exemption と言うのが定められていますが、その Annual Exemption とは、例え贈与者が贈与後 7 年未満に死亡しても相続資産の一部とは見做されないと言う認識は正しいですか。

### (ChatGPTからの回答)

はい、あなたの理解は概ね正確です。但し、英国での Annual Exemption（年間免除枠）の取り扱いの正確な意味合いを整理してお答えします。

#### 基本の仕組み（英国の贈与と相続税）

##### 1) 英国には贈与税そのものは存在しない

英国には日本のような独立した贈与税は無く、生前贈与の課税は相続税（IHT: Inheritance Tax）の枠組みで扱われます。

##### 2) 7 年ルール（Potentially Exempt Transfer）

原則として、生前贈与は Potentially Exempt Transfer (PET) とみなされ、贈与時には税金は課されません。しかし、贈与者が贈与後 7 年未満に死亡した場合、その贈与は相続資産に持ち戻され（Estate に加算）、相続税の対象となる可能性があります。即ち、3 年未満で死亡した場合は 40% の税率、3~7 年の間は Taper Relief で税率が段階的に下がります。

##### 3) Annual Exemption（年間免税枠）の扱い

Annual Exemption とは、一定額までの贈与がそもそも PET にさえならず、常に相続税の対象から除外される年間免除枠です。つまり、その免除枠で行った贈与は、例え贈与者が 7 年未満に死亡しても、相続資産として戻されない・相続税の対象にならないという扱いです。具体的な免除枠は以下の通りです。

#### Annual Exemption（年間免除枠）

\* 各人毎年 £3,000 までの贈与は、PET の対象にもならず、常に相続税対象から除外です。

\* 未使用分は翌年に 1 年限り繰り越せて、最大 £6,000 になります。

\* Small Gifts Exemption（小口贈与）：1 人あたり £250 以下の贈与は何人に対してでも OK。但し、Annual Exemption と同じ受贈者には使えません。

\* 結婚祝い等の贈与：子供への婚礼祝い £5,000、孫 £2,500、その他 £1,000 など一定額まで免除

\* 日常生活費 (ordinary expenditure out of income)：定期的収入の中から生活に支障なく行う贈与は、条件を満たせば無制限に相続税対象外

#### 4) 何故 Annual Exemption は 7 年ルールに縛られないのか

年間免除枠は そもそも PET として扱われず、相続税の計算の対象に入りません。その為、以下のように扱われます。

\* 贈与額が Annual Exemption 内： PET にもならず、7 年ルールも関係なく相続税対象外

\* 贈与額が 免除枠を超えた部分： PET として扱われ、7 年未満の死亡なら相続税の対象 (Nil-Rate Band や Taper Relief も関係)

つまり、Annual Exemption 分は、PET ではなく、最初から相続財産に入らない扱いになるので、あなたの認識は正しいです。

#### 5) まとめ

Annual Exemption で行った贈与は、贈与者が 7 年未満で死亡しても、相続資産として戻されず相続税の対象になりません。